

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔昭和46年12月24日〕
〔条例第57号〕

改正	昭和48年3月31日条例第10号	昭和50年3月27日条例第10号
	昭和51年3月30日条例第9号	昭和51年12月27日条例第40号
	昭和57年3月31日条例第9号	昭和60年3月28日条例第12号
	平成4年3月26日条例第22号	平成5年7月15日条例第21号
	平成9年3月31日条例第8号	平成11年12月24日条例第40号
	平成14年3月27日条例第14号	平成16年3月24日条例第11号
	平成17年9月28日条例第50号	平成21年3月30日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。以下同じ。）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 処理施設 市が一般廃棄物を処理するための施設をいう。

(市長の責務)

第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その製造、加工、販売等の事業活動によって生じた廃棄物の再生利用を図るなど、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないような措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物について、自ら処理しがたい場合においても、共同による処理又は必要な技術開発等に努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下この条において「占有者等」という。）は、当該地に面する歩道及び側溝の清掃を行うなど、その清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者等は、境界に囲を設ける等廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 動物を飼育する者は、飼育場所等の清潔を保持し、害虫の駆除及び悪臭の防止に努めなければならない。

4 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

5 市長は、占有者等及び動物を飼育する者が第1項から第3項までの規定に違反し、生活環境の保全上支障があると認めるときは、当該占有者等及び動物を飼育する者に対し、その改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民の責務)

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、生活環境の保全上支障のない方法で再生利用又は自ら処分すること等により一般廃棄物の減量に努めるとともに、再生利用又は自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに容器等に分別し、所定の場所に集めるなど、市長の指示する方法に従い、排出しなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(資源循環推進審議会)

第5条の2 一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、明石市資源循環推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、又は審議し、答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 審議会は、一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 連合自治協議会及びごみ減量推進員会議の代表者
- (4) 一般公募により選出された市民

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、第1項の計画を定めたとき及びその計画に大きな変更を生じたときは、これを告示するものとする。

(事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者の義務)

第6条の2 事業用の建築物で規則で定めるもの（以下「事業用建築物」という。）の所有者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）又は事業用建築物の所有者等以外のもので市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの（以下「廃棄物多量排出事業者」という。）は、別に定めるところにより、それぞれ当該事業用建築物又は廃棄物多量排出事業者が所有し、若しくは占有する建築物等（以下「事業用建築物等」という。）から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用建築物の所有者等又は廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を指示することができる。

3 事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、

事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(勧告等)

第6条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、その改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 前条第1項又は第3項の規定に違反した者
- (2) 前条第2項の規定による指示に従わない者

2 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該事業用建築物等から排出される事業系一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第7条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い行われる家庭系一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 毒性を有するもの
- (3) 危険性を有するもの
- (4) 引火性を有するもの
- (5) 火気のあるもの
- (6) 著しい悪臭を発するもの
- (7) 多量の汚水を排出するもの
- (8) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具
- (9) 前各号に定めるもののほか、市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるものとして規則で定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げるものを家庭系一般廃棄物として処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第8条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第7条に規定する一般廃棄物を収集し、運搬し、若しくは処分することのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）に収集させるに際し、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(処理施設への一般廃棄物の搬入等)

第8条の2 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市民又は事業者（一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

3 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について、市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

4 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

(適正処理困難物の指定等)

第8条の3 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

4 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物の処理について別表第1に定める手数料を徴収するものとする。

2 一般廃棄物の処理について特別の取扱い又は困難を伴う事情があるときは、市長の認定により前項の手数料の金額に5割を加算することができる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第10条 市長は、天災その他特に事情があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

第11条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で規則で定める。

2 第8条の2（第2項を除く。）の規定は、前項の規定に基づき市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。

(産業廃棄物の処分費用)

第12条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第2のとおりとする。

2 第9条第2項の規定は、前項の費用について準用する。

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

第13条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第7条の2第1項に規定する許可又は浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請又は許可証の再交付の際に地方自治法第227条の規定により、別表第3の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。

この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

3 既納の手数料は、還付しない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、一般廃棄物の減量化及び適正な処理のために必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に、廃棄物の減量及び適正な処理を目的として、必要と認める土地又は建物に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の明石市清掃条例第6条の規定によりなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物の処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則（昭和48年3月31日条例第10号）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 27 日条例第 10 号）

この条例は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 27 日条例第 40 号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和 52 年 2 月規則第 2 号で、同 52 年 3 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条の規定によりなされた廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可は、改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条の規定によりなされた一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可とみなす。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 28 日条例第 12 号）

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 26 日条例第 22 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中動物の死体の処理に係る手数料の額の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手

料又は処分費用について適用し、施行日前に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 7 月 15 日条例第 21 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 13 条第 1 項の許可で、次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条第 1 項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物（改正前の条例第 2 条第 3 号に定める一般廃棄物をいう。以下同じ。）の収集及び運搬のみの業に係る改正前の条例第 13 条第 1 項の許可	改正後の条例第 13 条第 1 項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る改正前の条例第 13 条第 1 項の許可	改正後の条例第 13 条第 1 項に規定する法第 7 条第 1 項及び第 4 項の許可

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中し尿の処理に係る手数料の額の改正規定は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 40 号）

（施行期日）

- この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 27 日条例第 14 号）

（施行期日）

- この条例は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日前にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成 16 年 3 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 28 日条例第 50 号）

（施行期日）

- この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表明石市環境審議会委員の項の次に次のように加える。

明石市資源循環推進審議会会長	〃	10,600 円	〃
明石市資源循環推進審議会委員	〃	9,800 円	〃

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 15 号）

（施行期日）

- この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際現に在任している市議会議員のうちから委嘱された委員は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 5 条の 2 第 5 項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

別表第 1（第 9 条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分	種別		単位	手数料	
市が収集、運搬及び処分するとき	定額	普通便槽の家庭	1 回につき	400 円	
		加水構造式便槽の家庭	1 回につき	800 円	
	し尿	事業所等	1 回の収集量が 200 ㍓以下のもの	1 回につき	800 円
			1 回の収集量が 200 ㍓を超えるもの	20 ㍓	100 円
		仮設便所	1 回の収集量が 300 ㍓以下のもの	1 回につき	3,000 円
	1 回の収集量が 300 ㍓を超えるもの		1 回につき	5,000 円	
	動物の死体			1 体	2,000 円
	一般家庭から排出される粗大ごみで規則で定めるもの			品目ごと	4,800 円以内で品目ごとに規則で定める額
	市長の指示する場所へ搬入するとき	浄化槽汚泥		100 ㍓	60 円
		可燃ごみ	家庭系	10 kg	50 円
事業系			10 kg	70 円	
不燃ごみ		破碎	家庭系	10 kg	60 円
			事業系	10 kg	80 円
	埋立	家庭系	10 kg	60 円	

		事業系	10 kg	100 円
--	--	-----	-------	-------

備考

- 1 単位未満の端数のあるときは、1 単位に切り上げる。
- 2 事業所等及び仮設便所の範囲は、規則で定める。
- 3 不燃ごみとは、可燃ごみ以外で、処理に当たって破砕選別処理が必要なもの及び埋立処理が可能なものをいう。
- 4 家庭系とは、第 2 条第 2 項第 1 号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。
- 5 事業系とは、第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業系一般廃棄物をいう。

別表第 2（第 12 条関係）

産業廃棄物処分費用

種別		単位	費用
可燃ごみ		10 kg	100 円
不燃ごみ	破砕	10 kg	120 円
	埋立	10 kg	150 円

備考

- 1 単位未満の端数のあるときは、1 単位に切り上げる。
- 2 不燃ごみとは、ガラスくず及び陶磁器くずその他市長が定めるもの

別表第 3（第 13 条関係）

許可申請等手数料

手数料を徴収する事務	名称	金額
(1) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	2 万円
(2) 法第 7 条第 2 項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	2 万円
(3) 法第 7 条第 6 項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	2 万円

(4) 法第 7 条第 7 項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	2 万円
(5) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	2 万円
(6) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	2 万円
(7) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可証の再交付	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1 万円
(8) 法第 7 条第 6 項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可証の再交付	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	1 万円
(9) 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	2 万円
(10) 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1 万円